

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [略]</li> </ul> <p>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して墨田区規則で定める非常勤職員</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>[略]</p> <p><u>勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して墨田区規則で定める非常勤職員</u>以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p>	<p>[同左]</p> <p>第2条 [同左]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [略]</li> </ul> <p>[同左]</p> <p>ア [同左]</p> <p>(ア) <u>任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>特定職</u>に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) [同左]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>[同左]</p> <p>第14条 [同左]</p> <p>[略]</p> <p><u>次のいずれにも該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p>

(部分休業の承認)

第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(前条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して墨田区規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 [略]

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして墨田区規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の墨田区規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の墨田区規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

― 職員に対する育児休業に係る研修の実施

― 育児休業に関する相談体制の整備

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して墨田区規則で定める非常勤職員

[同左]

第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(前条第2号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 [略]

[新設]

[新設]

<p>前2号に掲げる措置のほか、<u>墨田区規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第20条</u> この条例に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。</p>	<p>〔同左〕</p> <p><u>第18条</u> 〔同左〕</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第3号アに掲げる非常勤職員は育児休業の承認の請求を、改正後の条例第14条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して墨田区規則で定める非常勤職員は部分休業の承認の請求を、それぞれこの条例の施行の前においても行うことができる。